

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準	1. 従業者の基準及び従業者数	
	◆ 職員の資格要件	第5条、第6条(準用する場合を含む。)
	▶ 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者
	▶ 生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
	◆ 職員の専従	
	▶ 職員	専従。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。
	◆ 軽費老人ホームの従業者の員数及び管理者	第11条、第37条、附則第6条、附則第14条
	▶ 施設長	・1人。専従常勤。ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可
	▶ 生活相談員	・入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上。 ・1人以上は、常勤 ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設にあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、1人を置かないこと可 ※生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
	▶ 介護職員	・一般入所者(入所者であって、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていない者。以下同じ。)が30人以下の施設にあっては、常勤換算、1以上 ・一般入所者が30人を超えて80人以下の施設にあっては、常勤換算方法で、2以上 ・一般入所者の数が80人を超える施設にあっては、常勤換算で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数 ・1人以上は、常勤 ・入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法で当該施設の効果的な運営を期待することができる場合、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、1人を置かないこと可 ※生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
▶ 栄養士	・1以上 ・1人は、常勤 ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ること	

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準		により効果的な運営を期待することができる 軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては栄養士を置かないこと可
	▶ 事務員	・1以上 ・1人は、常勤 入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する施設においては、入所者に提供するサービスに支障がない場合、置かないこと可
	▶ 調理員その他職員	・実情に応じた適当数 ただし、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては調理員を置かないこと可 ※サテライト型施設については、下記の本体施設の場合には、定める職員により当該サテライト型施設の入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないこと可 ① 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者 ② 診療所 その他の従業者
	▶ 宿直業務	・夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該施設の敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。
	◆ 都市型軽費老人ホームの従業者の員数及び管理者	
	▶ 施設長	・1人。専従常勤。ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、当該施設の他の職務(介護職員の職務は除く。)に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること可
	▶ 生活相談員	・1以上。常勤。 ・施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設にあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、置かないこと可
	▶ 介護職員	・常勤換算、1以上
	▶ 栄養士	・1以上 ただし、入所者に提供するサービスに支障がない施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する等の施設にあつては調理員を置かないこと可
	▶ 事務員	・1以上 ・入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないこと可
▶ 調理員その他職員	・実情に応じた適当数 ただし、調理業務の全部を委託する等の施設にあつては調理員を置かないこと可	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>▶ 宿直業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該施設の敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。 	
	◆ 軽費老人ホーム A 型の従業者の員数及び管理者	
	<p>▶ 施設長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人。専従常勤。ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること可。
	<p>▶ 生活相談員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数が170以下の施設にあつては、常勤換算、1以上 ・入所者の数が170を超える施設にあつては、常勤換算、2以上 ・生活相談員のうち1人を主任生活相談員とする。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない施設であつて入所者の数が50以下のものにあつては、この限りでない。 ・生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員)のうち1人以上、常勤 ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設に置くべき生活相談員は、入所者の数が170を超える施設にあつては、1以上
<p>▶ 介護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数が80以下の施設にあつては、常勤換算、4以上 ・入所者の数が80を超えて200以下の施設にあつては、常勤換算、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・入所者の数が200を超える施設にあつては、常勤換算で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数 ・1人は主任介護職員で常勤 ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設に置くべき介護職員の数は、次のとおり。 ・一般入所者の数が20以下の施設にあつては、常勤換算で、1以上 ・一般入所者の数が20を超えて30以下の施設にあつては、常勤換算で、2以上 ・一般入所者の数が30を超えて40以下の施設にあつては、常勤換算で、3以上 ・一般入所者の数が40を超えて80以下の施設にあつては、常勤換算で、4以上 	

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準		<ul style="list-style-type: none"> ・一般入所者の数が80を超えて200以下の施設にあつては、常勤換算で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・一般入所者の数が200を超える施設にあつては、常勤換算で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数 ・一般入所者の数が40を超える施設にあつては、1人は主任介護職員
	▶ 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数が130以下の施設にあつては、常勤換算方法で、1以上 ・入所者の数が130を超える施設にあつては、常勤換算方法で、2以上 ・うち1人以上は、常勤 ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設に置くべき看護職員は、一般入所者の数が130以下の施設にあつては、1以上 ・一般入所者の数が130を超える施設にあつては、2以上
	▶ 栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上。常勤 <p>ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる施設(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては栄養士を置かないこと可。</p>
	▶ 事務員	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上 ・うち1人(入所定員が110人を超える施設にあつては、2人)は、常勤 <p>ただし、併設する特別養護老人ホームの事務員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる施設(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては事務員を置かないこと可。</p>
	▶ 医師	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 <p>ただし、併設する特別養護老人ホームの医師との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる施設(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては医師を置かないこと可。</p>
	▶ 調理員その他職員	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に応じた適当数 <p>ただし、併設する特別養護老人ホームの調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる施設(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあつては調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないこと可。</p>

省令が定める基準の内容		省令の条項	
従 う べ き 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宿直業務 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。 		
	◆ 軽費老人ホーム B 型の従業者の員数及び管理者		
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設長 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 専従常勤。ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること可。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管理を行う職員 <ul style="list-style-type: none"> ・実情に応じた適当数 ・うち1人以上は、常勤 		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に応じた適当数 		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宿直業務 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該施設の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。 			
2. 備えるべき居室等の床面積			
◆ 軽費老人ホームの居室の床面積			
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 居室 <ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の床面積は、15.63㎡(洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は13.2㎡)以上。ただし、2人の場合にあっては、23.45㎡以上。 ・以上の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画における設備の基準は、1の居室の床面積は、15.63㎡(洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は13.2㎡)以上。ただし、2人の場合にあっては、23.45㎡以上。 	第10条第3項第1号・第4項第1号ハ・第5項第1号ハ		
◆ 都市型軽費老人ホームの居室の床面積			
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 居室 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人当たりの床面積は、7.43㎡(収納設備を除く。)以上。 	第36条第3項第1号・第4項第1号ハ		
◆ 軽費老人ホーム A 型の居室の床面積			
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 居室 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人当たりの床面積は、6.6㎡(収納設備を除く。)以上。 	附則第5条第3項第1号・第4項第1号ハ		
◆ 軽費老人ホーム B 型の居室の床面積			
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 居室 <ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の床面積は、16.5㎡以上。ただし、2人の場合にあっては、24.8㎡以上。 	附則第13条第3項第1号・第4項第1号 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人当たりの床面積は、6.6㎡(収納設備を除く。)以上。 		

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準	3. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等	
	◆ 入所申込者等に対する説明等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ▶ 契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 	第12条第1項・第2項(準用する場合を含む。)
	◆ 身体拘束等の制限 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 ▶ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 	第17条第3項・第4項(準用する場合を含む。)
	◆ 秘密保持等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ▶ 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 	第29条(準用する場合を含む。)
	◆ 事故発生の防止及び発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ▶ 事故が発生した場合の対応、次の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。 ▶ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。 ▶ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。 ▶ 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ▶ 前記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ▶ 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	第33条(準用する場合を含む。)
標 準 と す べ き 基 準	4. 利用定員、規模	
	◆ 都市型軽費老人ホームの入所定員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所定員を20人以下 	第35条
	◆ 軽費老人ホーム A 型の規模 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 50人以上の人員を入所させる規模を有しなければならない。 	附則第4条

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ 軽費老人ホームB型の規模</p> <p>▶ 50人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあつては、20人以上)の人員を入所させる規模を有しなければならない。</p>	<p>附則第12条</p>
<p>5. 基本方針</p>	
<p>◆ 事業の基本方針</p>	<p>第2条、附則第3条、附則第11条</p>
<p>6. 設備及び備品等</p>	
<p>◆ 構造の一般原則</p>	<p>第3条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 設備の専用</p>	<p>第4条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 軽費老人ホームの設備の基準</p> <p>※建物は、耐火建築物又は準耐火建築物。</p> <p>※前記にかかわらず、指定都市の長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>※スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造。</p> <p>※非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なもの。</p> <p>※避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なもの。</p>	<p>第10条(第3項第1号・第4項第1号ハ・第5項第1号ハを除く。)、第36条(第3項第1号・第4項第1号ハを除く。)、附則第5条(第3項第1号・第4項第1号ハを除く。)、附則第13条(第3項第1号・第4項第1号ハを除く。)</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容

省令の条項

軽費老人ホーム

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は、1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること可。 ・地階に設けてはならない。 ・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設置。 ・緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設置。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 談話室、娯楽室又は集會室 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設置。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 洗面所 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調理室 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 面談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 洗濯室又は洗濯場 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿直室 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ ほか、事務室その他の運営上必要な設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない。

介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可。

※他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないこと可。

※上記にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画における設備の基準は、以下のとおり。

軽費老人ホーム

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は、1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること可。 ・地階に設けてはならない。 ・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設ける。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないこと可。 ・緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設置。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 共同生活室 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状 ・必要な設備及び備品を備える。

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項																														
<p>※施設内に一斉に放送できる設備を設置</p> <p>※居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設置。</p>																															
<p>都市型軽費老人ホーム</p> <table border="1" data-bbox="271 369 933 1176"> <tr> <td data-bbox="271 369 486 616"> <p>▶ 居室</p> </td> <td data-bbox="486 369 742 616"> <p>・1の居室の定員は、1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること可。</p> <p>・地階に設けてはならない。</p> <p>・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設置。</p> <p>・緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設置。</p> </td> <td data-bbox="742 369 933 616"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 616 486 649"> <p>▶ 食堂</p> </td> <td data-bbox="486 616 742 649"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 616 933 649"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 649 486 728"> <p>▶ 浴室</p> </td> <td data-bbox="486 649 742 728"> <p>・老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設置。</p> </td> <td data-bbox="742 649 933 728"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 728 486 761"> <p>▶ 洗面所</p> </td> <td data-bbox="486 728 742 761"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 728 933 761"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 761 486 795"> <p>▶ 便所</p> </td> <td data-bbox="486 761 742 795"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 761 933 795"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 795 486 851"> <p>▶ 調理室</p> </td> <td data-bbox="486 795 742 851"> <p>・火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。</p> </td> <td data-bbox="742 795 933 851"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 851 486 907"> <p>▶ 面談室</p> </td> <td data-bbox="486 851 742 907"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 851 933 907"> <p>介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 907 486 963"> <p>▶ 洗濯室又は洗濯場</p> </td> <td data-bbox="486 907 742 963"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 907 933 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 963 486 1041"> <p>▶ 宿直室</p> </td> <td data-bbox="486 963 742 1041"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 963 933 1041"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1041 486 1176"> <p>▶ ほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> </td> <td data-bbox="486 1041 742 1176"> <p>・設けなければならない。</p> </td> <td data-bbox="742 1041 933 1176"></td> </tr> </table>	<p>▶ 居室</p>	<p>・1の居室の定員は、1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること可。</p> <p>・地階に設けてはならない。</p> <p>・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設置。</p> <p>・緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設置。</p>		<p>▶ 食堂</p>	<p>・設けなければならない。</p>		<p>▶ 浴室</p>	<p>・老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設置。</p>		<p>▶ 洗面所</p>	<p>・設けなければならない。</p>		<p>▶ 便所</p>	<p>・設けなければならない。</p>		<p>▶ 調理室</p>	<p>・火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。</p>		<p>▶ 面談室</p>	<p>・設けなければならない。</p>	<p>介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可</p>	<p>▶ 洗濯室又は洗濯場</p>	<p>・設けなければならない。</p>		<p>▶ 宿直室</p>	<p>・設けなければならない。</p>		<p>▶ ほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>	<p>・設けなければならない。</p>		
<p>▶ 居室</p>	<p>・1の居室の定員は、1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること可。</p> <p>・地階に設けてはならない。</p> <p>・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設置。</p> <p>・緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設置。</p>																														
<p>▶ 食堂</p>	<p>・設けなければならない。</p>																														
<p>▶ 浴室</p>	<p>・老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設置。</p>																														
<p>▶ 洗面所</p>	<p>・設けなければならない。</p>																														
<p>▶ 便所</p>	<p>・設けなければならない。</p>																														
<p>▶ 調理室</p>	<p>・火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。</p>																														
<p>▶ 面談室</p>	<p>・設けなければならない。</p>	<p>介護に適当な広さ。他に一時的な介護のための室が確保されていれば省略可</p>																													
<p>▶ 洗濯室又は洗濯場</p>	<p>・設けなければならない。</p>																														
<p>▶ 宿直室</p>	<p>・設けなければならない。</p>																														
<p>▶ ほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>	<p>・設けなければならない。</p>																														
<p>※他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、効果的な運営を期待することができる場合であって入所者に提供するサービスに支障がないときは設備の一部を、調理業務の全部を委託する場合等にあっては調理室を設けないこと可。</p> <p>※施設内に一斉に放送できる設備を設置。</p> <p>※原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設け、火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。</p>																															

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容

省令の条項

軽費老人ホームA型

▶ 居室	・1の居室の定員は、原則として1人。 ・地階に設けてはならない。 ・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設置。
▶ 談話室、娯楽室又は集会室	・設けなければならない。
▶ 静養室	・設けなければならない。
▶ 食堂	・設けなければならない。
▶ 浴室	・老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設置。
▶ 洗面所	・設けなければならない。
▶ 便所	・設けなければならない。
▶ 医務室	・診療所。
▶ 調理室	・火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。
▶ 職員室	・設けなければならない。
▶ 面談室	・設けなければならない。
▶ 洗濯室又は洗濯場	・設けなければならない。
▶ 宿直室	・設けなければならない。
▶ ほか、事務室その他の運営上必要な設備	・設けなければならない。

※他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないこと可。

軽費老人ホームB型

▶ 居室	・1の居室の定員は、原則として1人 ・地階に設けてはならない。 ・洗面所、及び調理設備を設置。
▶ 談話室、娯楽室又は集会室	・設けなければならない。
▶ 浴室	・老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設置。
▶ 洗面所	・設けなければならない。
▶ 便所	・設けなければならない。
▶ 面談室	・設けなければならない。
▶ 洗濯室又は洗濯場	・設けなければならない。
▶ 管理人居室	・宿直を置く施設にあっては、宿直室をもってこれに代えること可。
▶ ほか、運営上必要な設備	・設けなければならない。

※他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないこと可。

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項
7. その他の運営に関する基準（主なもの）	
◆ 運営規程	第7条（準用する場合を含む。）
◆ 非常災害対策	第8条（準用する場合を含む。）
◆ 記録の整備	第9条（準用する場合を含む。）
◆ 入所申込者等に対する説明等	第12条（第1項及び第2項を除く。）（準用する場合を含む。）
◆ 対象者	第13条（準用する場合を含む。）
◆ 入退所	第14条（準用する場合を含む。）
◆ サービス提供の記録	第15条（準用する場合を含む。）
◆ 利用料等の受領	第16条（準用する場合を含む。）、附則第7条、附則第15条
◆ サービス提供の方針	第17条（第3項及び第4項を除く。）（準用する場合を含む。）
◆ 食事	第18条（準用する場合を含む。）
◆ 生活相談等	第19条（準用する場合を含む。）
◆ 居宅サービス等の利用	第20条（準用する場合を含む。）
◆ 健康の保持、健康管理	第21条（準用する場合を含む。）、附則第8条
◆ 施設長の責務	第22条（準用する場合を含む。）
◆ 生活相談員の責務	第23条（準用する場合を含む。）、附則第9条
◆ 勤務体制の確保等	第24条（準用する場合を含む。）
◆ 定員の遵守	第25条（準用する場合を含む。）
◆ 衛生管理等	第26条（準用する場合を含む。）
<p>入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。 ▶ 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。利用者が使用する施設及び設備等の衛生的な管理。 ▶ 当該施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施する。 ▶ 前に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。 	
◆ 協力医療機関等	第27条（準用する場合を含む。）
◆ 掲示	第28条（準用する場合を含む。）
◆ 公告	第30条（準用する場合を含む。）
◆ 苦情への対応	第31条（準用する場合を含む。）
◆ 地域との連携等	第32条（準用する場合を含む。）
◆ 自炊の支援等	第38条、附則第16条

参
酌
す
べ
き
基
準